

伊丹市立松崎中学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立松崎中学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、校訓「盡己」を具現化し、「すべてのことに全力で取り組む生徒の育成」を目標に、「一生懸命勉強する」「優しい心を持つ」「感動する」生徒を育てることをめざしている。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立松崎中学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を参照して策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生徒指導の位置づけ

①生徒指導の経緯

これまで、生徒指導は、万引き、けんかなどの反社会的な問題行動に対する指導、不登校、無気力などの非社会的な問題行動に対処する指導、学校の決まりを守る指導、基本的な行動様式の指導等、問題行動を矯正したり、治療したりすることが中心であった。これでは、全てが対症療法に陥り、問題が多くなれば、それに追われ、少ない場合は、前例踏襲の指導態勢を生み出してきた。

②生徒指導の考え方

生徒指導は機能であって、指導内容や指導領域によって規定されたり、限定されるものではない。言い換えると、問題行動や不登校のみに限定されるものではない。学校の全ての教育活動において、生徒が自己存在感を持つことができ、好ましい人間関係の中で、自分で判断し決定することができる能力、つまり自己指導能力の育成を目指すものである。

従って、授業はもちろん、行事、部活動等において、「自己存在感」を与え、自分の行動の仕方を「自己決定」することのできる選択の場を与える。そして、「共感的人間関係」を基盤にして進めることによって、生徒の自己指導能力の育成を目指すことが生徒指導である。

③生徒指導の教育課程上の位置づけ

生徒指導は、教科、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間の全ての領域や生徒が学校で過ごす全ての教育活動において機能しなければならない。従って、それぞれの領域、教育活動において、生徒が「共感的人間関係」のなかで、「自己存在感」を得て、「自己決定」ができるよう、意図的、計画的に指導計画を立てる。

一日の大半を過ごす授業において、生徒指導が機能する授業を全教師が実践できるよう、生徒指導と一体化した授業研究を行う。

(2) 生徒指導の体制

生徒指導の体制とは、生徒指導を行うための教師の「かまえ」である。校長のリーダーシップのもと、生徒指導担当教員が中心となり、各教師が共通理解のもと組織的に動くことができる体制を整える。

いじめの問題に対する体制としては、各学級担任がしっかりとアンテナを立て、生徒の生活の様子を敏感に感じ取る。そして、いじめの兆候を掴んだときは、即座に学年生徒指導担当を中心として、学年主任の指示のもと、すぐに動ける体制を堅持しておく。

(3) 学校、家庭、地域の連携

学校だより、学年通信、学級通信、ホームページをとおして、校訓「盡己」の具現化を目指した学校教育目標を伝え、家庭や地域と連携した教育活動を進める。また、すこやかネットまつざき等の組織的な活動をとおして、地域の大人同士が顔見知りになり、横のつながりをつくり、地域における連携、協力関係を築く。

PTAは、学校の様々な教育活動の参観者ではなく、教師と協同で教育活動を進める協力組織として活動する。

(4) 生徒会による主体的な活動

生徒の自己存在感の育成のために、生徒会活動は生徒にとって最も身近な活動の一つである。自分たちの学校生活について、受け身の姿勢ではなく、積極的に自分たちでよりよいものにするために、どうすればよいかを、集団の中で考え（共感的人間関係）、生徒会として何をすべきか決定し（自己決定）、実行することにより達成感（自己存在感）を得ることができるよう、教師が適切な支援、指導を行う。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。【別紙1：校内指導体制及び関係機関】

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。【別紙2：チェックリスト】

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。【別紙3：年間指導計画】

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。【別紙4：組織的対応】

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」と認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを發揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される中学校をめざしている本校は、これまで情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒会活動や学級活動等において生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、PTA活動や地域活動等において保護者・地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。